

「連合茨城 2023 春季生活闘争学習会」において 改正「育児・介護休業法」及び「女性活躍推進法」 についての説明を実施しました！

令和4年11月28日



学習会の様子



改正「女性の活躍推進について」説明する
雇用環境・均等室 職員

日本労働組合総連合会茨城県連合会（内山 裕 会長）にて、構成組織、地域協議会、特別傘下組織を対象とした「連合茨城2023 春季生活闘争学習会」が京成ホテルにて実施されました。

基調講演の時間をいただき、労働局からは令和4年4月1日から段階的に施行となっている「改正育児・介護休業法」及び令和4年7月8日に省令・告示が改正となり、301人以上の企業に対し、「男女の賃金差異」の公表が義務付けとなった「女性活躍推進法」の説明をしました。

雇用環境・均等室では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

「育児・介護休業法」及び「女性活躍推進法」について

茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL：029-277-8295